

## 呉市公共事業評価実施要領

### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）を実施する。再評価とは、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を休止又は中止するものである。事後評価とは、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

### 第2 事業評価の対象とする事業の範囲

工事を伴う事業のうち、国が費用の一部を補助し、又は負担する事業（以下「国庫補助事業」という。）のうち、主に国から評価を求められる事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。

### 第3 事業評価を実施する事業

#### 1 再評価を実施する事業は、次のとおりとする。

##### (1) 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続と工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、土地区画整理事業、市街地再開発事業については、権利変換等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。

##### (2) 事業費が予算化された後も、長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。

##### (3) 市長が特に必要があると認める事業

社会経済情勢の急激な変化等により、市長が特に必要があると認める事業については、随時再評価を実施するものとする。

##### (4) 留意事項

事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定又は変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

#### 2 事後評価を実施する事業は、次のとおりとする。

##### (1) 事業完了後、一定期間が経過した事業

この場合において、「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ、「5年以内」とする。また、「事業完了」とは、原則として国庫補助事業が完了した時点とする。

##### (2) 審議結果（第5の2の審議結果のことをいう。以下同じ）を踏まえ、市長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

この場合において、次に掲げるものを基本とするが、その他で市長が必要と判断したものについても事後評価を行うことができるものとする。

##### ① 審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると市長が判断した事業

② 審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると市長が判断し、その措置が講じられた事業

#### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施フロー図は、別紙1のとおりとする。

##### (1) 再評価の実施手続

① 再評価の実施主体は、呉市とする。

② 再評価の実施時期は、次のとおりとする。

ア 第3の1の(1)に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後5年目の年度末までに実施する。

イ 第3の1の(2)に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後10年目の年度末までに実施する。

また、再評価実施後、5年目（下水道事業にあつては、10年目）の年度末までに再度再評価を実施し、以後も同様とする。

ウ 第3の1の(3)に掲げる事業にあつては、当該年度末までに実施する。

##### ③ 対応方針案の作成

市長は、再評価に係る資料作成を行い、事業継続、休止又は中止の方針（以下「再評価に係る対応方針」という。）案を作成する。

##### ④ 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び再評価に係る対応方針案を第5の1に基づき設置する呉市公共事業評価委員会に提出してその意見を求め、同委員会からの審議結果の意見があつたときは、これを最大限尊重し、当該事業の再評価に係る対応方針を決定する。

##### (2) 再評価結果、対応方針等の公表

市長は、再評価に係る対応方針の決定後、再評価の結果、再評価に係る対応方針等について、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

2 事後評価の実施フロー図は別紙2のとおりとする。

##### (1) 事後評価の実施手続

① 事後評価の実施主体は、呉市とする。

② 事後評価の実施時期は、次のとおりとする。

ア 第3の2の(1)に掲げる事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

イ 第3の2の(2)に掲げる事業にあつては、審議結果を踏まえ、市長が実施時期を決めるものとする。

##### ③ 対応方針案の作成

市長は、事後評価に係る資料作成を行い、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針（以下「事後評価に係る対応方針」という。）案を作成する。

##### ④ 対応方針の決定

市長は、事後評価に係る資料及び事後評価に係る対応方針案を第5の1に基づき設置する呉市公共事業評価委員会に提出してその意見を求め、同委員会からの審議結果の意見があつたときは、これを最大限尊重し、当該事業の事後評価に係る対応方針を決定する。

##### (2) 事後評価結果、対応方針の公表

市長は、事後評価に係る対応方針の決定後、事後評価の結果、事後評価に係る対応方針等について、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表する。

## 第5 呉市公共事業評価委員会

### 1 委員会の設置

市長は、事業評価の実施に当たり第三者の意見を求める機関として、学識経験者等から構成される呉市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### 2 委員会の役割

委員会は、当該事業に関して市長が作成した再評価に係る対応方針及び事後評価に係る対応方針（以下「対応方針」という。）案について審議を行い、その必要性があると認めるときは、審議結果（対応方針の不適切な点又は改善すべき点に対する意見、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性についての意見等）を報告するものとする。

### 3 委員会における審議方法

審議方法は、委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

## 第6 事業評価の手法

### 1 評価手法

市長は、各事業ごとに事業評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、国の策定する評価手法を採用するものとする。ただし、第3の1の(2)の事業については、事業の進ちょく状況・地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法、詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。なお、チェックリスト等による再評価により要因の変化等が認められた場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

フローイメージは、別紙3のとおりとする。

### 2 評価の視点

(1) 再評価を行う際の視点は、主として次のとおりとする。

- ① 事業の進ちょく状況、見通し、目処及び残事業の内容
- ② 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ③ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- ④ コスト縮減や代替案の立案等の可能性

(2) 事後評価を行う際の視点は、主として次のとおりとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 事業実施による環境の変化
- ④ 社会経済情勢の変化
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
- ⑥ 改善措置の必要性
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 付 則

この要領は、平成11年 8月12日から実施する。

改正 平成11年11月18日

改正 平成13年 8月21日

改正 平成17年12月 1日

改正 平成 2 3 年 8 月 1 日

改正 平成 2 5 年 9 月 1 日